

悪臭防止法 第4条第1項第1号の規制基準

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（大気中における含有率）	
	A 地域	B 地域
アンモニア	100 万分の 1	100 万分の 2
メチルメルカプタン	100 万分の 0.002	100 万分の 0.004
硫化水素	100 万分の 0.02	100 万分の 0.06
硫化メチル	100 万分の 0.01	100 万分の 0.05
二硫化メチル	100 万分の 0.009	100 万分の 0.03
トリメチルアミン	100 万分の 0.005	100 万分の 0.02
アセトアルデヒド	100 万分の 0.05	100 万分の 0.1
プロピオンアルデヒド	100 万分の 0.05	100 万分の 0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100 万分の 0.009	100 万分の 0.03
イソブチルアルデヒド	100 万分の 0.02	100 万分の 0.07
ノルマルバレルアルデヒド	100 万分の 0.009	100 万分の 0.02
イソバレルアルデヒド	100 万分の 0.003	100 万分の 0.006
イソブタノール	100 万分の 0.9	100 万分の 4
酢酸エチル	100 万分の 3	100 万分の 7
メチルイソブチルケトン	100 万分の 1	100 万分の 3
トルエン	100 万分の 10	100 万分の 30
スチレン	100 万分の 0.4	100 万分の 0.8

キシレン	100 万分の 1	100 万分の 2
プロピオン酸	100 万分の 0.03	100 万分の 0.07
ノルマル酪酸	100 万分の 0.001	100 万分の 0.002
ノルマル吉草酸	100 万分の 0.0009	100 万分の 0.002
イソ吉草酸	100 万分の 0.001	100 万分の 0.004

悪臭防止法 第4条第1項第2号の規制基準

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$
硫化水素	<p data-bbox="694 683 1412 817">この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p data-bbox="694 851 1412 974">q 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)</p> <p data-bbox="694 1008 1412 1220">He 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条第2項の規定により補正された排出口の高さ(単位 メートル)</p> <p data-bbox="694 1254 1412 1377">Cm 2の規制基準として定められた値(単位 百万分率)</p> <p data-bbox="694 1411 1412 1624">補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。</p>
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

悪臭防止法 第4条第1項第3号の規制基準

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	濃度の許容限度(排出水1リットル中のミリグラム)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09